（適格請求書等の交付が著しく困難な課税資産の譲渡等）

第二十六条の六　令第七十条の九第二項第三号に規定する財務省令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等とする。

一　自動販売機又は自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等のうち当該課税資産の譲渡等に係る法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額が三万円未満のもの

二　法別表第二第四号イに規定する郵便切手類のみを対価とする郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第一条（この法律の目的）に規定する郵便の役務及び貨物の運送（同法第三十八条第一項（郵便差出箱の設置）に規定する郵便差出箱に差し出された郵便物及び貨物に係るものに限る。）

（媒介者等における適格請求書等の保存）

第二十六条の七　媒介者等（令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等をいう。次項及び第三項において同じ。）は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等（同項に規定する適格請求書等をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録（法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月（清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

2　令第七十条の十二第一項の規定により適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した媒介者等は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

3　前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電磁的記録を保存する媒介者等は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

4　第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

（適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合の保存方法）

第二十六条の八　法第五十七条の四第六項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

2　令第七十条の十三第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により法第五十七条の四第六項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、令第七十条の十三第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

（業務執行組合員による適格請求書等の交付の届出書の記載事項等）

第二十六条の九　令第七十条の十四第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名又は名称（代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。）、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三　当該任意組合等の全ての組合員の氏名又は名称及び登録番号

四　当該任意組合等の事業の内容及び存続期間

五　その他参考となるべき事項

2　令第七十条の十四第三項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三　変更の内容

四　その他参考となるべき事項

3　令第七十条の十四第四項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　届出者に係る法第五十七条の六第一項に規定する任意組合等の名称及び当該任意組合等の事業に係る事務所等の所在地

三　当該任意組合等の清算が結了した年月日

四　その他参考となるべき事項

第二十七条第一項第一号ハ中「内容」の下に「（当該資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である旨」を加え、同号ニ中「資産の譲渡等の」を「税率の異なるごとに区分した資産の譲渡等の」に改め、同項第三号ハ中「内容」の下に「当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、仕入れに係る対価の返還等の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨」を加え、同項第五号ハ中「内容」の下に「当該貸倒れに係る課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨」を加え、同号ニ中「貸倒れ」を「税率の異なるごとに区分した貸倒れ」に改め、同条第二項中「法第三十条第九項第一号」を「令第七十条の十一」に改め、同条第三項中「、課税資産の譲渡等」の下に「（軽減対象課税資産の譲渡等に該当するものを除く。）」を、「課税資産の譲渡等」の下に「と軽減対象課税資産の譲渡等（法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類ごとの軽減対象課税資産の譲渡等）」を加え、「に区分」を「とにそれぞれ区分」に改め、同条第六項中「保存すべき書類」を「帳簿の記載事項等」に改める。

第二十九条中「、第十条の六第一項」を加え、「並びに第十九条」を「、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項」に、「及び第十条の四及び第十条の六第一項」に、「とする」を「と、第二十六条の七第一項中「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第四項において同じ。）」とする」に改める。

（消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項から第四項までの規定中「当分の間」を「平成三十五年九月三十日までの間」に改める。

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条　削除

附則第四条中「第五項本文、第六条第一項」を「第五項本文」に改め、「第十四条第一項の規定」の下に「若しくは同法附則第十六条の二の規定」を加える。